

## 【水道利用加入金】

水道利用加入金については、川口市水道事業給水条例第7条の2により規定されております。

メーターの口径	加入金（1給水装置につき） ※税込み額
13ミリメートル	88,000 円
20ミリメートル	176,000 円
25ミリメートル	319,000 円
30ミリメートル	506,000 円
40ミリメートル	1,078,000 円
50ミリメートル	1,914,000 円
75ミリメートル	4,301,000 円
100ミリメートル	9,108,000 円
150ミリメートル	26,048,000 円
200ミリメートル以上	メーターの断面積及び流量を基礎として管理者が定める額

※旧鳩ヶ谷市の合併後の加入金については、次ページをご覧ください。

## 【（旧鳩ヶ谷市）合併後の加入金】

加入分担金（合併前） (税込)

メーターの口径	金額
13ミリ	143,000 円
20ミリ	220,000 円
25ミリ	330,000 円
30ミリ	
40ミリ	1,012,000 円
50ミリ	2,090,000 円
75ミリ	4,620,000 円
100ミリ	8,250,000 円
150ミリ	18,590,000 円



加入分担金（合併後） (税込)

メーターの口径	金額
13ミリ	88,000 円
20ミリ	176,000 円
25ミリ	319,000 円
30ミリ	506,000 円
40ミリ	1,078,000 円
50ミリ	1,914,000 円
75ミリ	4,301,000 円
100ミリ	9,108,000 円
150ミリ	26,048,000 円
200ミリ以上	メーターの断面積及び流量を基礎として管理者が定める額

※なお、増径に関しては経過措置があります。